

文教こども委員会資料

(平成30年5月)

- | | | | | |
|----|---|---|-----------------|------|
| 1. | 陳 | 情 | 垂水区のいじめ問題に関する陳情 | P. 1 |
| 2. | 報 | 告 | 弁護士調査の状況について | P. 2 |

教 育 委 員 会

文教こども委員会協議事項 (追加)

日 時 平成30年5月31日 (木)
午前10時

場 所 27階 第 2 委 員 会 室

(教育委員会)

1. 陳 情 第 187 号 垂水区桃山台のいじめ問題に関する陳情 (関係分) (資料)
2. 報 告 弁護士調査の状況について

第三者委員会が追加調査を行わなかった理由について

第三者委員会による「追加調査申入書に関する回答」の要旨

- (1) 第三者委員会は、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、公正・中立の立場で慎重に調査を進めてきた。
- (2) 全ての関係者からの聴き取り調査を目指したが、二次被害防止や本人からの同意を得られないために、予定された全員からの聴き取りを行うことはかなわなかった。
- (3) 調査権・捜査権・指導権等が無い中、聴き取りに応じてくれた方々のお話を真摯に受け止め、得られた情報をもとに客観的かつ慎重に判断し、委員の専門的な分析も加えて報告書にまとめた。
- (4) 「追加調査申入書」は、調査方法、事案の要因分析及び事実の認定の結果、並びに学校の対応に関してご意見を述べられていると受けとめている。
- (5) 第三者委員会として本事案に関する見解やこれに係る説明は、調査報告書に記載したとおりであり、これ以上の追加調査は行わない。
- (6) 調査報告書に関するご意見等は、国のガイドラインに明記されているとおり、市長への所見として教育委員会事務局に提出していただきたい。

弁護士調査の状況について

1. 調査内容

- ①平成 28 年 10 月 11 日に教職員が生徒に聴き取りした内容を記載したメモの存在が確認されるまでの事実関係
- ②教頭が作成した資料に関する事
- ③当該メモに関連するその他のメモや資料の存否
- ④ご遺族からご要望いただいた調査項目

2. 聴き取り対象者

平成 28、29 年度に在籍していた教職員 22 名
(当該中学校、教育委員会事務局)

3. 聴き取り対象者への聴き取り開始

平成 30 年 5 月 2 日～